

参議院農林水産委員会
會議録第二十二号

昭和四十年五月十三日(木曜日)
午前十時三十七分開会

出席者は左のとおり。

委員長 仲原 善一君
理事 田中 啓一君
森 八三三君
山崎 齊君
矢山 有作君
渡辺 勘吉君

委員

青田源太郎君
岡村文四郎君
北口 龍徳君
小林 篤一君
温水 三郎君
野知 浩之君
藤野 繁雄君
堀本 宜実君
森部 隆輔君
北村 暢君
北條 雋八君
高山 恒雄君
赤城 宗徳君
農林大臣 農林 大臣
政府委員 農林省農地局長 丹羽雅次郎君
事務局側 農林省農地局長 丹羽雅次郎君
常任委員会専門員 宮出 秀雄君

本日の会議に付した案件

○開拓融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○八郎湯新農村建設事業団法案(内閣提出、衆議院送付)

院送付)

○委員長(仲原善一君) ただいまから委員会を開きます。

開拓融資保証法の一部を改正する法律案を議題とし、本案について質疑を行なうことといたします。

質疑のおありの方は御発言を願います。

○渡辺勘吉君 私、まず大臣にお尋ねをいたしました第一点は、今回の法律案のおもな内容の第一点であります。都道府県開拓融資保証協会の会員たる資格を有する者について、今回その範囲を拡大されたわけでありまして、新たに、従来の開拓農協のほか開拓者をその構成員に含む農協協同組合も開拓農協としてこの協会に加入することを認めている点についてであります。この会員資格を拡大したその趣旨について、まず大臣からどういふ根拠で会員資格を拡大したか、これをお尋ねいたします。

○農務大臣(赤城宗徳君) 開拓者が保証協会を利用するにつぎまして、全国的な開拓農協に入っているその構成員も利用ができる、こういうふうな総合農協に入っているものも開拓者も利用できる、こういうふうな道を広げたと、申すまでもなくそういうことでございます。

○渡辺勘吉君 その内容は質問の中で私も触れたつもりであります。どういふ根拠でこういうふうな範囲を拡大して開拓者の全部または一部が会員となっている総合農協も保証協会の保証の対象にしたかという点を大臣からちょっと承りたいのです。

○農務大臣(赤城宗徳君) 農協によっては強弱の差があると思います。開拓農協の基礎が薄弱だとか、あるいは運営が微弱だとか、こういう点で開拓者が保証協会を利用することに力弱い面がある

うかと、こういう面がありまして、総合農協に入っておるものでもこれを利用できるという意味は、開拓農協の開拓者の便宜と言いますか、保証協会を利用する度合いを強めた、こういうふうな御解釈願います。

○渡辺勘吉君 この開拓融資保証協会の機能を拡大するといふ点については、御提案の意味はわからないわけではございませんけれども、従来の開拓農協の組合員である開拓者が開拓農協からの負債が累積しておる状態にみえて、その償還財源である農産物の販売に得て開拓農協連という系統組織を通じて、その地域の総合農協あるいは系統組織にこれを横流ししておるといふ実態が、一そう開拓農協の財政の劣悪化を招きおとる事実が厳然としてあるわけでありまして、したがって、この際、協会の会員となる範囲を拡大することは、一そう既存の開拓農協の中で開拓農協自体が融資を受ける場合に、保証を裏づけとしても、融資の対象にならないものが一そう農協間の系列を混乱に導くことを私は憂うのであります。第一、事務的に御尋ねをいたしますが、提案の趣旨のように、総合農協に開拓者が一部あるいは大部分が総合農協で開拓者の共同体を構成しているという実態は、第一点の一部を構成しているというものは、総合農協全体が幾らで、そのうち何割のどのくらいの数が一部の開拓者によって構成されているのか。今度の拡大の対象はどういう全体の中で構成されているかを計数を上げてまず御説明願いたい。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 直接のお答えになるかどうかはありますが、現在、開拓農協の組合員でありまして一般の総合農協に加入しているものは全体の開拓者の七二%に達しております。そこで、販購買事業を開拓農協自体で行なっているものと、総合農協で行なっているものと、両者を利

用しているものと、その他農協以外を利用しているものというものにつきまして、三十七年に事例調査をいたしておりますが、開拓農協自体で販購買事業を行なっているものが二六%でございます。総合農協で行なっているものが四六%、両者を併用しているものが二〇%、こういう数字を得ております。そこで、いまの先生の御質問は、今度の措置によりまして総合農協に所属する開拓者が、総合農協がこの地方協会の会員になることによりて総合農協を通じて保証資金を流していく傾向が今後の程度に出てくるか数字をもって示せたい御趣旨かと存じますが、昨日も再三申しましたとおり、開拓者を一部にかかえております総合農協が、この地方協会の会員になるならば、当然、総合農協の総会、総代会で御意思決定を願うわけでございまして、それらの過程を通じまして会員になる組合が出てまいるわけでございまして、現在のところ、これがどの程度のものが直ちに地方協会の会員にこの法改正によってなるかということにつきましては計数的には測定はいたしてございません。

○渡辺勘吉君 いや、もとよりこの法改正によって会員たる対象が拡大するのは、総会の議決を経て加入の手続をとることは言うまでもないので、それを聞いていたのじゃなくて、手続をとらないにかかわらず、総合農協の中で一部の組合員が開拓者であるというものが総合農協全体の中で一体何割を占めているのか。その数は一体どのくらいかということをお尋ねしているのです、そういうバックデータなしにこういう抽象的な法律を改正するとなれば、これはきわめて準備不十分であって、あととはにかかると該総合農協が総会の議決を経るか経ないかを待たなければならぬというところでは私は済まされぬと思うので、まずそれらの総合農協の意思表示は別として、実態におい

てこれらの有資格総合農協は全体の総合農協の何割を占めているというデータのもとにこういう法律の改正案を提出されているのか。その数字を伺いたい。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 総合農協の何割が開拓者を一部分に含んでいるかという点からこれを考える必要も確かに先生御指摘のとおりであろうかと思いますが、私どものほうは、むしろ逆に、開拓者の中で総合農協に所属しているものがどのくらいあるか、そういう角度からものを考えまして、先ほど米七二%のものが総合農協に所属している、そういう角度から考えましたものでございまして、御質問の全体の総合農協の中で開拓者を会員に含んでいるものはどれだけあるかというほうの調査は、遺憾ながら持ち合わせないのでございませう。

○渡辺勘吉君 そういう私の要求する資料がなければまたやむを得ませんが、こういう場合も考えておるんですか。いまは会員の資格のない総合農協だけでも、開拓者の意思によって、今回の法改正に基づいて既存の所属しておる開拓農協を通じての融資というものは期待ができませんという開拓者自身の判断によって、新たに総合農協に加入をして、また総合農協がそれらの会員の意思を体して協会に加入をし、融資保証の方途を講ずる、そういう傾向が今後起こり得ると思うのかどうか、この点はどうですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 私どものものの考え方としては、開拓者にはできるだけこの保証資金を利用できる道を開いて差し上げて御便宜をはかりたい。そこで、考え方といたしまして、開拓農協が実務をりっぱにやっております、現に会員になっておいて、開拓農協を通じてこの保証資金が流れる、あるいはその組合員がこの保証を受けられる、こういう事態は意識的に変更する必要ありとは考えておりません。しかし、今度は逆に、開拓農協が実務が行なえない、あるいは非常に零細で会員にもなれないというような状態で、所属組合員が保証制度を利用できない、こういう

組合につきましては、現に総合農協に加入しておりますればその農協に会員になっていたと、あるいはいま先生が御指摘になった、現在は総合農協に加入しておられない、しかし新しく総合農協に加入いたしました、総合農協の御意思として会員になって組合員にこの保証の恩恵を浴させようという意思決定がいただければ、ぜひそういう形において組合員にこの資金が利用できるような形にしたい、現在うまくいっているものはことさら変える必要はない、かように存じております。

○渡辺勘吉君 それでは、角度を変えてお尋ねいたしますが、提出された資料によりますと、開拓農協の現状は、総数において全国で四千三を数えております。そのうち出資によって構成されている組合は二千三、非出資が二千、こういうデータをもう少したいをいたしておるのであります。この四千三の開拓農協の中で、従来の法律ではなかなか保証協会の保証を受け、融資を受けるという可能性がなかった開拓農協は全体の何割と一体協案をされておられるのですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) お答え申し上げます。四千の組合がございまして、三十八年度で調査いたしましたところ、加入しておる組合は二千八百三十六で、約七〇%でございまして。そのうち、加入はしておりますが利用していない、あるいは逆に言いますと、加入してかつ利用しておる組合、これが千七百七十四組合でございまして、全加入組合の四一・三%、全体の組合に換算いたしますと約三割弱、こういう利用状況でございまして。

○渡辺勘吉君 そうしますと、従来、四千のうち加入は約七割の二千八百三十六が加入しておるが、なお現実利用して保証を受け融資を受けておる開拓農協は全体の三割にも満たない千七百七十四である。したがって、現実的に見ますと、従来の法律の範囲内では四千のうち三割弱の千、これは二割何分ということでありまして、そうすると、逆に言えば、開拓者として資金の融通を必要としない農家は、私から言えば一人もないと思

います。開拓農協の組織の上から見ますと、七割強というものが大なり小なり総合農協というものの組織を媒体としなければ保証の恩恵にあずかりかねる、こういうことが今度の法律改正の計数の根拠であると理解していいですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) いまお手元に御配付してあります資料で、先生御指摘の部分にからみまして全体の組合数で押えますと、確かにいまのような実態になります。ところが、この内訳を見ていただきますと、開拓農協は十戸未満の組合が七百三十八、一八%、十戸から二十戸が三八%、二十戸から三十戸が一五%、こういうふうになつております。組合数で見ますと以上のような形でございますが、零細な組合は組合数として数が多いので、利用組合というものは、比較的組合としてうまく動いておるものが利用しておると大勢として言えると思ひます。したがって、この零細な組合で事務能力その他で組合員のめんどろを見れない、こういうところは、先生のおっしゃるように総合農協に依存してまいる、私どももそういう形をとってまいりたい、かように考えておる次第であります。

○渡辺勘吉君 まあ数字は別として、動向としては、今後の傾向としてはなかなかどうも開拓農協という範疇ではこの保証の恩恵に浴しかねるもので、会員の資格を拡大するわけですから、そのことはまあいいとしても、私はそのことは、実は開拓農協に対する行政の方向が一体どうなるかというところを政府にたださざるを得ないのであります。抽象的に申し上げてはどうも問題の実態が明らかになりませんから、私は全般的な動向もさることながら、開拓の一割を占めておる岩手県の実態で、その数字を示しながら政府の所見をただしたいのであります。この表にもありますように、多少数字は違いますが、この私の取り上げている数字は、去年の十二月末の岩手県の開拓農協の実態であります。二百三十二の開拓農協があるわけでありまして、そのうちに専任職員を持つてい

開拓農協は四十一組合にすぎないので。で、あとの大部分の開拓農協は専任職員がいないのですから開拓農協の役員がみずから事務的な処理まで営業の片手間にやっておる。こういう農協の経営というものは、二年や三年で完全に経営の責任を持てるものじゃない。複雑なこれは経済組織であることは、大臣も先般御承知のとおりであります。そういう二百三十二もあるうちで四十そこそこしか専任職員もいないというのが開拓農協のこれは実態であります。いただいたデータによりまして、これらの開拓者の一人当たりの負債額が三十七万円ということになっておる、開拓農協自体の負債というものの。これも適正に経理をする能力がないために、結果的に不正ということに事実上つながる開拓農協は、これはもう共通的に指摘せざるを得ない実態であります。意識的に不正を働くつもりはなくても、経理の能力のなさ、ずさんさから債権を適正に記録をしないために、それらが穴になったり、いろいろな結果的に不正という事態が開拓農協にこれは共通する、優秀な開拓農協は別として、あるわけです。専任職員を置かないのは、要らなくて置かないのじゃなくて、専任職員を配置する能力が開拓農協にはないからであると指摘されたように、開拓農協の組合員はまことに部落単位の零細な組合である。この組織整備を岩手県の中でも三十七年から取り上げておるが、その成績は遅々として進まない実態である。何ら開拓農協の組織の合理化、大型化あるいは総合農協に対する組織的な統合というものは何ら進捗を示していない。私はこれは岩手県の特例事例であれば何をかいわんやでありますけれども、おおよそこれは全国共通の傾向であると見て差しつかえないと思ひます。そういう事態の中で、さしあたり、開拓農家の融資を便利ならしめるために、総合農協を会員とする等々の手段を通じてこれらの機能を拡大することは、そのこと自体はあまり異論のないところでありまして、残された一体開拓農協に対して、政府はどういうアフターケアなり、あるいはもっと積極的な前向きな

組織上の行政的な指導をとられているのか、これは局長じやなしに、大臣に私はお伺いをしたいのであります。ますますそれらの機能が一そう劣弱になり、希薄になる方向をたどることが必至なこれらの法律の改正に対して、農林大臣は開拓農協に対する行政指導をどこに置いて一体指導されようとしているのかをお伺いしたいのであります。

○国務大臣(赤城宗徳君) 専任職員が岩手におきまして二百三十二のうち四十一という非常に非常に薄弱な基礎の上に開拓農協がある、こういうことでございますが、これは岩手ばかりでなく、全国的にも零細な規模の組合が相当多いようであり、こういうような組合に対してどういう措置をとってきたか、また、とるのか、こういうお話をございます。大体指導といたしましては、合併というようなことも進めております。あるいは零細規模の組合の合同事務所の設置、総合農協への事務委託、こういうことを進めてきておるのでございますが、昭和四十年年度におきましては、財務ないし事務執行態勢が不備だという組合に対して組合経費等に対する助成措置を計画いたしておることなどがあります。まあ開拓農協を強化しなくちゃならぬということは私も深く考えておるところでございます。開拓農協が微弱だから、弱小だから総合農協を利用するという道は開けたといたしまして、開けたから開拓農協はそのままでもいいという考えは持ちません。できることならば、開拓農協そのものが強くなっていくということが本旨でございます。そういう意味におきまして、不十分ながらいままでやってきたことを申し上げておるのでございますけれども、開拓農協の強化につきましては今後とも十分力をいたしたい、こう思っております。

○渡辺勲吉君 いままでの措置では、全然開拓農協を育成強化するという方向は見当たらないのです、残念ながら。で、私は具体的に大臣にお尋ねしますが、開拓農協があまりに小型で、合併をさせなけりやならない、まあ当事者もそのことで一生懸命やっているのだが、それができない。何が

できないかといえ、合併をさせるにも、それらの開拓農協の財務の内容というものが至って把握しがたい実態にあるわけですから。決算を二年も三年もやらかねておる、総会も二年も三年も開かない、そういう経理のずさんさがあり、また、内容的にはどうしても償還でき得ない大きな負債を開拓農協が背負っており、それらの財務の再建の見通しがつかない点も、大臣がおっしゃったような、小型の開拓農協を適正規模の農協に組織を変えていくことをはばんでおる大きな現実の姿なわけですから。専任職員もなければ、借りるだけ借りた借金を返す当てもない、だれもこれを返済しようとする者もない政府も県も上つらなでるような措置は多少はやっておるけれども、これらに対する財政措置、積極的な再建の行政的な裏づけ、そういうものは遺憾ながら見当たらない、また、県の段階でも総合農協に対する監査、指導というものは、かなり陣容が整備されているけれども、開拓農協には手が及ばない、これはもう政治から見離された立場に開拓農協が置かれておる実態であります。でありますから、私はこれからは、まず政府当局においては開拓農協の財務の実態、経営の本質というものをすみやかに把握をする必要があると思う。いや、全部掌握しているといえ、それを報告するデータを末端の農協が持っている。まずそういう実態をすみやかに政府が把握をして、その実態に即した、農協においてかつて取り上げた整備促進法なり再建整備法なり、それらに相応する以上の、これは物的、人的援助といふものを政府が中心となってこれに対応しなければ、これは大きな経済上の混乱まで巻き起こしておる実態である。融資をしたその金融機関が、その債権の保全ができない、大きなこれは社会問題になっておるわけであり、大きなこれは社会問題をもっと明確に把握するための万般の施策を講じて、それを把握した上においてこれらの開拓農協に対するあたった血のかよった行政指導を取るといふことが、私は今度の法改正によるマイナ

スを招来せず、今度の会員資格を拡大することについても、政府としては緊急にとり願わなければならぬ措置であると思うのでありますが、大臣はこういう具体的な内容についてはどういふふうな今後進められようとするのか、その意思のほどを伺っておきたいのであります。

○国務大臣(赤城宗徳君) いまお話し願ったような実態であるというふうにも私も承知してはいます。しかし、これは総合農協等におきましては、かつてそういう事態を経過いたしておりましたが、最近におきましては、総合農協等におきましては、そういう事態が除去されたような状態だと思えます。そこで、開拓農協につきましても、いま御説明のような実態でございまして、その実態に対してどういふことをしているか、どういふことをするかという前提として、やはりもっと正確に実態を掌握する必要があるというお話のとおり、私も実態を掌握しなくてはならぬと思えます。四十年年度から、本年度から営農振興計画樹立地域から始まって実施するところの開拓農協の財務内容の確認、調査、こういうことに手をつけていきたいと思えます。その中でまた不良債務の実態なども明らかにしようと思いますが、こういう実態を掌握いたしまして必要な対策を講じていく、こういうことをいまお話しのとおりと考えておる次第でございます。

○渡辺勲吉君 この開拓農協についてはもうこれ以上お尋ねしませんが、実態は、岩手県の場合でも、第二次開拓農家営農振興計画というものを三十八年度から立ててやっているのですけれども、先ほど申しましたように、四十人程度しかないような四十組合の開拓農協ではどうにもならぬということで、県がまあかなり無理をして経理指導員というものを県で予算をつけてやろうとして、三十八年度からスタートしているのですけれども、遺憾ながらそれも一人九千円というふうなことで、なり手がないうようなこともありますので、私は実態把握をするにも、また、再建をさせるにも、肝心なそういう専任職員を置くため

の措置も、これはあわせて県だけにまかせることではなしに、政府がやはりこれはもっと真剣にそういう措置まで講じさせ得るような一つの措置をとっていかぬとどうにもならぬ、開拓農協指導員というふうな配置も非常に手薄である。やつとこれらの手当ても農業改良普及員と同じように、一年おくれで実施をしたのでありますけれども、何にせよ私から見れば、開拓行政というものは、戦後もはやされたあの当時から比べると、まさにどうも冷たい措置の連続である。これらの農政の盲点の、これは落とし子として、いま冷たい環境の中に運営されているというところを、ひとつ実態を見きわめて、いまの大臣の答弁が単に国会における答弁というにとどまらずに、ぜひそれを具体的な政策の内容をもって積極的に立ち向かうというところを強く希望をいたすわけでありたい。

それから、きのう大よその質問は同僚矢山委員からお尋ねをいたしましたので、私はあと一点だけにしぼって大臣にお尋ねをいたしたのであります。が、これらの開拓農協の負債の問題も同様であります。が、突き詰めてみれば、開拓農家自体の負債に対しては基本的な措置をとるということが、毎年毎年叫ばれておりながら、何らとるべき、みるべき施策が講じられてこなかったと思えます。三十八年の二月に、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案で、私もこの農家の旧債についてはいろいろお尋ねをいたしましたのでありますが、その当時の政府委員の答弁は、まさにこの旧債に対しては基本的な施策を講じなければならぬ、こういうことを明確に答弁して、私の指摘したことについては、三十九年度の予算編成にあたっては、十分その点を考慮して編成にあたりたい、こういうことで、私もすなおに期待をし、了解をしておったのであります。が、昨日の政府委員の答弁を承りました。十年一日のごとく、単に上積み部分のかっこうの手直しというだけで、自作農維持資金で措置をするとか、あるいは債権管理法の対象にするとかいふようなことで、何ら国会で答弁をした、国民の、特に該開拓関係者の納得する施策

は講じられていないのが実態であります。それで、まず私もその際、農家の負債についての実態を把握しなさいということで、これは第一類から第三類までの農家の分類をした中で、もっと具体的に開拓農家の負債の実態というものを精密

おるのか、あるいは約定期限を経過したが、半年以内に償還が見込まれるものがこのうちどれだけになっておるのか、それらは当然内容的に把握されておると思うのですが、そういう実態はどうなっておるのでしょうか。

にこれを調べて、その上に立つて抜本的な施策を講じてほしいという意見を申し上げたのであります。が、昨年の二月一日現在で、国が要請したような方向で開拓地の営農実績調査というところで、農家の負債は全体ではどういう実態になっているかというのを調べたその資料が今回復出をされたわけだと思ふのであります。これを見ます

○政府委員(丹羽雅次郎君) 開拓者の債務の実態につきましての調査が不十分のものでございますので、毎年二月にやっております調査に、特に項目を設けまして債務の実態調査をやりましたのが、いま先生お取り上げになっておる資料でございます。そこで、これはその形におきまして農家の申告を集計いたしましたものでございますので、この債務に関しまして、いま先生のおっしゃいました延

と、開拓農家の負債の状況というものは、昨年
二月一日現在で約四百八十億、一戸当たりの
借り入れ残高というものは三十七万六千円と
なっております。そのうち延滞額一覽表という
資料がありますが、その資料を見ますと、延
滞額というのはいくつあるか、五十四億で、
一戸当たりの延滞額が四万三千円、これが突
然であれば私は何をか言わんやであります
。しかし、突然はこんなまやかししい状態に
置

滞の、何といいますが、何年の延滞であるか、延滞金の見通しの問題、これは明らかにございませう。しかし、別途、先般来御説明いたしておりますように、二類農家に対しては五力年間の具体的な計画を出していただき、そうしてこの計画の中で現在延滞金が幾らあるのか、これはどういう形で解消をしたい、あるいはこれは解消が困難であるから自創資金を貸してもらいたい、こうい

かれていないと思う。私は昨年(の二月一日現在で調査をした内容をまあとやかく言うつもりはない)のですけれども、こんな程度の延滞であれば、私は繰り返し各国会でこういうことが問題になること自体に、政府はむしろ明らかにそういう実態を歪曲して、だいたい過大に問題を提起しているというところをお示し願ってしかるべきものだと思うのであります。私の知る限りでは、岩手県の開拓

う申請書を個別に提出させて個別に決定をいたす事務を取り進めております。それから三類に関しましては、今年の三月十六日に個人から債権管理法によりまして、こういう条件であるのでたな上げをしてもらいたいという具体的な申請書を、様式まで示しまして都道府県知事に出していただきまして、これを個票につぎまして個々に審査をいたしましたして、債権管理法の定める手続をとるとい

農家の実態というものは、こんな優良な状態に債権債務の關係が置かれていないと確認をいたしておるのであります。しかしながら、せっかく政府が全国的に地方の自治体を通じて精力的にこれらの調査をされたのでありますから、そのデータをまず一応前提としてお伺いをいたしますが、これらの延滞の中に約定期限経過が一年以上のものがどれだけを占めておるのか、さらにその実態の中

うことに決定いたしました。現在ブロック会議において県にその趣旨を下達中でございます。したがって、この二月一日調査におきます債務及び延滞のさらに詳しい内容ということにつきましては、遺憾ながらいま御説明できないのでございますが、この三類に対します現在やっております申請書及び二類に対します認定書の過程を通じて、いまの問題は地区ごとに個人ごとに明らか

から償還不可能というものもあるわけでありまして、償還不可能の延滞は一体どれだけになつて

にしまゐる。こういう考え方で取り進んでおる次第でございます。

○渡辺勸吉君 手続はそうでありましようけれども、私はそんななまぬるいことではどうにもならないという深刻な事態を、これは大所高所からひとつ考えてもらわなければならぬということ、きのうは農林大臣がこの委員会には都合が悪くて御退席の中で、谷口政務次官にその点をお尋ねをいたしましたのであります。それは二類農家といえども、これは実態からいえば、県当局もできるだけ三類農家も二類農家にこれを編入する行政指導をしておるといふ実態がある。なかなかどうも三類農家が多いと、大臣からあまりよく思われないというようなこともあるらしくて、これらの分類には非常にどうも無理をして二類に編入しておると

この第一類はさておきまして、二類農家の中でもこの第一類はさておきまして、二類農家の中でも自作農維持資金でこれを借りかえるということによって一応その負債のさしあたりの計画にマッチする点もありますけれども、これとても、きのう堀本委員からも御指摘がありましたように、自作農資金自体がこれらを完全に解消するだけのワタ締めがないわけです。それ自体にも問題がある

のですけれども、どうしても返す意思はあつても返す能力がないという二類農家の負債の中にも、そういう底積みの要素が現存しておるわけであります。それから第三類農家においては、まさにもうそのものが償還能力のない負債でこれは大部分が積み重ねられておる。自作農維持資金の金融機関も、さしあたりは帳面づらをきれいになりたいからこれを一生懸命やる、従来、中金がこれを融

資しておったのが、自作農資金の扱い機関として県信連がそれを肩がわりするというようなことで、またしわ寄せが金融機関の中で中金から都道府県信連にこれがしわ寄せをされておるという事態によつても、また金融機関の中におけるひずみが出ておる。だれもやりたくない、こういう非常によつて、千萬元開拓金融のあと始末というものには、戦後において政府がとつた開拓行政の責任と

しても、二類、三類を通じてのこの償還不可能な部分に対しては、単独立法を制定して、無利子で

長期にこれをたな上げをするという措置をとらずして、これらの開拓農家の負債の抜本的な施策は断じてあり得ないのであります。その点を昨日も谷口政務次官に申し上げたのでありますが、政務次官もまさにそれは肯定されたことでありますので、きょう大臣お見えでありますから、これらの負債農家の実態に照らして、償還不可能の要素に對しては抜本的な施策を講ずる一つの手段として、単独立法を国会に出して、これを解決する、これはまた開拓農協の負債整理にもつながる問題であるわけでありますので、従来の抽象的な答弁ではなしに、明確にひとつ大臣、その腹がまえを明らかにしてほしいと思うのであります。

○國務大臣(赤城宗徳君) お話の点も引用さしてもらって、私のほうからも繰り返して申し上げえます。第二類農家等につきましては、単独法といいますが、省令がありまして、法律ではございませう。自作農維持資金の融通の臨時特例に関する省令、これによりまして自作農維持資金による延滞差入債の借りかえ措置を講じておることはいま御指摘のとおりであります。貸し付けワクが三十九年

度には三億円、四十年度には五億円を予定しております。こういうことじゃでないか、これが、そういうまだ実態も、私のほうで資料として申し上げた実態より以上深刻なものがある、こういうお話でございます。それはよくなお実態を把握していきたいと思えます。また第三類農家ですが、これにつきましては単独法を制定して思い切ってやっつけたいじゃないか、こういうお

話のようでございます。こういう第三類型家の負債につきましては、これまた私から申し上げるまでもありませんが、国の債権の管理等に関する法律という、こういう一つの単独法があるわけでございます。しかし、御指摘の意味は、開拓農家に対して単独法律をつくれ、こういうことだろうと思ひます。しかし、これはほかとの均衡もありますので、いまのところではこれを全面的に活用しま

して、大幅な履行の延期等の措置を講じまして、公庫資金とか、系統資金は関係金融機関の協力を

得まして、実際の状況に應じまして償還条件の緩和等の措置を講ずることにしておるのも、御指摘のようでもあります。また、私のほうからも繰り返して申し上げるわけでございますが、これにつきましても、本年の三月十六日、通達を出しまして強力に推進しておるわけでございます。これがこういう償還不可能のものが一戸当たり大体四万三千元、これはどうも実態に沿わないじゃないかという御指摘のようでございます。それからこういう二つの省令あるいは法律等によって行なっておることも、まあそれほど実際に効果をあげていないじゃないか、こういう御指摘のようでございます。でございますので、お話の点もございいますから、この実態の調査もさらに詳しく調査しなければならぬと思ひます。延滞とか、あるいは一戸の負債額等につきましても相当調査をしたのでございまして、さらに詳しく分類しまして調査をする必要があるという御指摘でございます。これはなお調査をさせたいと思ひます。また、三類を二類に入れてはどうかというふうなこともございまして、これもそういうことのないように調査を進めたいと思ひます。また、その調査に基づいて、この二つの省令あるいは法律等によって十分でないという点が明らかになるということでありますならば、またそれに応じて措置を講じていかなければならぬと思ひます。現在はこれを十分に活用して、また実態に即したような方法をとり、ことに第三類の開拓農家に対する条件の緩和、状態の緩和等につきましても、実際に取り立てがでないというところならば、これは免除するよりはかしかたがないと思ひます。そういうことも実態に即しないといけませんので、お話を十分考慮いたしまして、実態の調査、さらにこれらの措置の状況等も探求いたしまして適当な措置を講じていきたい、こう思っております。

○渡辺勘吉君 おことばを返すようでございますが、他との均衡もあって、なかなか私の提起したような開拓者の負債についての単独立法もにわか

にやうがたいということですが、しかし、いまの国会でこれだけ国民の反対をあげながら農地報償法案を強行しようとしておる。これには一千五百億円のとにかく金をばらまこうというのに、こういうさやかな私の切なる問題が、他との均衡もこれありということでもまかされたのでは私は承知がでないのです。それからもう一つは、調査ももっとやるとおっしゃいますけれども、何もこれはきょうここであなた、問題が提起されたことではないのであります。われわれの先輩が国会でも何回も取り上げておる。あるいは三十六年の十一月に、いまから四年も前に、開拓営農振興審議会で、時の農林大臣に答申をしている中にも、この負債整理については次のように指摘をしておるのです。大臣、こうです。戦後の緊急大任に起因する開拓者団体の債務であつて、これが営農振興上開拓者の大きな負担になつてゐるものについては、私の言う以上のことを言つてゐる。「債務の減免又は棚上げにつき特別の配慮がなされることを望まぬ」、債務を切り捨てろ、あるいは長期にわたる上げをせよと言つておる。私は整理の都合もあると思うから全部償還を切り捨てろということをやつて、たな上げの特別立法を提案をしておる。そばにおる農地局長のそういう事務的な範囲を離れて、静かにこれをひとつ考へてくだされ、大臣。あなたは特に内閣でも最も実力者の右翼のさらに再右翼の大臣ですから、そういう役人の言うことじゃなしに、ほんとうにこういう開拓者に対して愛情を持つ期待は私は政府の中でも赤城農林大臣しかいないから、ここで申し上げておる。調査によつてさらに検討するとか、そんなあなた、場当たり的な答弁じゃなしに、少し大蔵大臣を押へつけて、これについては参議院選挙もあるからひとつやんなきやだめだといふぐらゐのはつぱを掛けてもいいから、いかうな理由をつけてもいいから、とにかくこれはもっと積極的な措置をこの際講じよう、必要によつては単独立法もやろうと、私はこの農家の負債はこの開拓農家に限らないという実態把握の上

に問題を提起しているのでありますが、しかし、何はさておいても、とりあえずは開拓農家のこの救済について償還不能要素については、単独立法を制定してもらわなければならない。次の策としては、第一類なり、あるいは既存農家について、あるいは林業従事者、あるいは林業経営者、漁業従事者、それにもこれは共通する問題であります。何と云つても、それらの経済の二重構造の底辺に沈んでおる中에서도、さらに所得格差に悩んでおるこの開拓農家というものを対して、率先して、これは単独立法の措置を講じてでも彼らに開拓の二字を払拭して、既存農家と肩を並べて十分営農のできるような希望を持つ農業経営をやつていくには、何としても、従来政府が責任を持つべき財政負担を農家にしわ寄せしてきてゐる、その責任を政治的に解決していかなければ基本的な解決にはならないので、繰り返しますが、これについて大臣のもう少し開拓者が納得するやうな答弁を要求します。

○國務大臣(赤城宗徳君) たいへん御懇篤な御注意でございます。私もよく感じ入るわけでございます。これもおことばを返すようでございまして、地主に対する報償金を出すのだからうんと出せという、実はこの点につきましても、実は農政だとは思ひませんので、あるいは別個の観点から政府が考へたことではございますが、そのために農業の振興に対する予算措置等が減るということであらば私もだまっちゃいられない、こう思つておるのでございまして、そういう点がないといふので、まあそのまゝにいたしておるわけでございまして。しかし、それと比較してではございせんが、お話の点では、思い切つて大蔵当局にも話をせよ、そういう点は常に御注意もあり、激励も受けておりますので、そういういたしておるのでございまして。そこで、開拓農家に対する負債のことではございますが、これは私も御進言の、御激励のやうな気持ちではあります。しかし、一つの徳政といふやうな形を行なうといふことは、これは債権債務関係におきましては相当影響力も多いことだ

と思ひます。開拓農家に対してはそれくらいまでしなくてはならぬといふやうな気持ちにはありますけれども、初めからそういう意味におきます単独立法といふことにつきましても、相当慎重に対処しなくてはならぬと私は考へております。そこで、せっかくの國の債権の管理等に関する法律、これも単独法と言へば言えるのでございまして。開拓だけに限りません。こういう法律をだいたひ活用をしていけばいいじゃないか。ことに最近これは充足したばかりでございます。この三月十六日付で通達も出しておる、こういうことでございまして。でございますから、先ほども申し上げてまいりましたように、たな上げ措置を行なつていつきましては、これは免除の措置までとつていくという道も開けておりますので、私はこれの十分なる活用によつてお話の点は相当目的が達するのじゃないか。ですから、単独立法を行なうか、あるいはいまこの法律によりましてその趣旨を生かしていくかというところに分かれ目があると思ひます。そういう意味におきましては、十分御趣旨の点は承知いたしまして、よくお聞きいたしておりました、その趣旨に沿うやうにやつていきたと思ひます。また、この結果によつて、どうしてこれでは救えないといふやうなことであります。ただいま充足したばかりでございます。いまのところでは、この法律を十分に活用して、あるいは免除といふやうなところまでやつていきたい、こう思つております。

○委員長(仲原善一君) 他に御発言もなければ、本案についての質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕
○委員長(仲原善一君) 御異議ないものと認めます。よつてさうに決定いたしました。

○委員長(仲原善一君) 次に、八郎湯新農村建設事業団法案を議題とし、本案について質疑を行な

うことにいたします。

質疑のおありの方は御発言を願います。

○北村暢君 ます、私は干拓事業の今後の方針について承りたいのですが、干拓による造成耕地面積は、最近五十年の年度別にどのような状況になつておるか、まずお尋ねをいたしたいと思うわけです。

○国務大臣(赤城宗徳君) 事務当局から答弁させていただきます。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 農用地の造成事業のうちで、干拓によりまして造成せられました面積、三十六年度は八百町歩、三十七年度は千七百町歩、三十八年度は九百町歩、三十九年度は千二百町歩、四十年度は見込みでございますが、三千二百町歩、かように考えております。

○北村暢君 そこで、干拓の大部分が八郎潟干拓というふうなものができれば、相当面積も一時的にはふえるのじゃないかと思うのですが、将来の干拓適地というか、それと関連もしますが、その点からいって、技術的に可能な干拓の将来の見通し、適地との関係もあると思うのですが、今後の方針として干拓事業というものは大幅にやってくつたりなかなかなのか、この点をお伺いしておきたいのですが、最近、干拓事業による土地造成費が非常に高いために、その後の農家には経済的な面から見て干拓による農地造成というものはあまり積極的に行かないほうがいいのじゃないか、こういうふうな空気があるようにございしますが、今後の方針について大臣にひとつお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) いまのような状況があると思ひます。干拓につきましても相当費用がかかりますので、農用地の造成はどうかという議論もございします。でありますので、場所によりましては、多目的ダムと同じように、農用地ばかりでなく、ほかにも使えるような他のほうとの連絡もとりのながら干拓をするというふうなことも私はこれから必要であると、こう考えます。しかし、何

といったしましても、日本の農業が零細農だ、経営

規模も小さいというふうなこともございしますので、一面においては土地の造成ということが必要であると思ひます。そういう意味におきまして、このコストの面も相当考えて、いかにしてコスト低下をはかるか、あるいは他との総合的な目的というふうなことも考える必要があると思ひますけれども、ことしも長崎干拓なるものを採択したように、相当干拓というものを続けていく、こういうふうな方針はなつております。

○北村暢君 いただきました資料の八ページに、「大規模国営干拓事業地区別概要」というのがありますが、それで、私ちょっと単価がわかりませんけれども、大体、耕地造成のためのヘクタール当たりの単価は平均どのくらいになつてゐるのか、それからいま盛んに工業用地が公有水面埋め立てのようになつてやられておるわけですが、こういう工業用地の造成といったようなものの単価と比べて、農林省の、特に大規模国営干拓をやつてゐる耕地造成の単価とどのような関係になつてゐるか、これをひとつ御説明いたしたい。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 反当事業費でございしますが、地域によりまして非常に差がございします。大ざっぱに申しまして反当三十万円のものから六十万円、極端なものは九十万円、これは例外でございしますが、大体三十万から五十万見当でございします。それから埋め立て等の経費はどうかという問題でございしますが、実は農林省の干拓の大部分は堤塘をつくりまして、中の水を抜きまして干上がらせて、底土を農地とするという形でございしますから、堤防を外側につくる事業が圧倒的でございします。一方、京葉あるいは東京近郊でやつておられます事業は、御承知のように、サンドポンプでどんどん砂をふきまして、ただ土地を積み上げてまいるという事業でございしますから、正確な数字はちょっといま手元に持ち合わせませんが、極端にりっぱな堤塘をあらかじめつくるといったような工事が要りませんので、総体的にははるかに安いと、かように理解しております。

○北村暢君 大体、坪で一万円、うんと高いところ

で坪二万円かかつてゐるところがあるようですね。そうすると、三百万から六百万かかるのが工業用地で、造成のための埋め立てはそんなような状況のようです。したがつて、そういう面からみれば耕地造成のための干拓事業による単価は非常に安いんじゃないかと思ひますが、しかし、これが今日の農地価格と比較しますとどうも、これはたいへん高いものになつてゐるわけですね。今日の農地の売買価格は、大体、普通田で十九万から二十万、普通畑で十二万円ぐらいですか、そういう程度ですね。そうしますと、干拓事業というものは、いま反当たり三十万から六十万、高いものになると九十万、こういうわけですね。これと一体営農ができるような形になるのか、たとえば八郎潟の干拓地に入植する者については、その費用の全額または一部を賦課金として農民が出さなければならぬようになってゐるのですね、入植者が。それで、そういう高い農地を造成して、八郎潟の場合も反当たりこの事業費から計算すると、二十四、五万のようでございしますね。二十

三万ぐらいですか、安いほうですが、それでも局長がおっしゃつたような九十万の農地をつくつたのでは、これはとても干拓をやつても、今後の政府の負担というものはたいへんになると思つてゐるのですが、そういうふうなことで、最低でも三十万というのでは干拓事業というものはやめていく、こういうふうな理解して差しつかえございせんか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) その前に一言申し上げますが、実は反当事業費は、いま言つたような形でございします。それで干拓事業は特定土地特別会計でやつておりました、大ざっぱに申しまして二割五分を借入金でやつてまいる、七割五分を国費でやつてまいる、そういうこの借入金に見合うものが農民負担として、将来二十年賦ぐらゐで所有権取得後に返す、したがつて、八郎の例について申しますと、二十八万円程度の反当事業費でございします、農民負担分としては大体九万五千

円見当になる見込みでございします。それにいたしましても、農地というものがもと二十万円かそれらで売り買いできるのだから、国民経済的に見て、三十万円、四十万円、あるいは五十万円もかけて同じ反をつくることをやる気かという点でございします。この点は財政当局は明らかに非常にいやがっております。私もいたしましては、一つにはどうしてもその地帯で増反なり経営規模拡大のために農地がほしいという場合におきましては、適当な事業でございしますればつくつてまいりたい、こういう姿勢をとつておりますが、事業費が高くなりますにつれて、経済効果の問題ということと、大蔵省との関係で非常に問題になることは御指摘のとおりでございします。これは現地の周囲の農民の方々が非常に希望するという干拓事業につきましても私も今後進めてまいる、このように考えております。

○委員長(仲原善一君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(仲原善一君) 速記を始めて。

暫時休憩いたします。

午後零時三十分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた〕

五月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、砂糖の価格安定等に関する法律案
一、沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法の一部を改正する法律案

砂糖の価格安定等に関する法律案
砂糖の価格安定等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 砂糖の価格安定に関する措置

第一節 輸入に係る砂糖の価格調整等(第三

条・第十二条)

第二節 精製糖の製造数量等の制限(第十三

条・第十八条)

第三章 国内産糖及び国内産ぶどう糖の価格支持
に關する措置(第十九条―第二十九条)

第四章 糖價安定事業団

第一節 総則(第三十条―第三十五条)

第二節 役員及び職員(第三十六条―第四十条)

第三節 業務(第四十一条―第四十八条)

第四節 財務及び會計(第四十九条―第五十条)

第五節 監督(第五十一条―第六十条)

第六節 雑則(第六十一条―第六十二条)

第五章 補則(第六十三条―第六十四条)

第六章 罰則(第六十五条―第六十九条)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、輸入に係る砂糖の価格調整その他砂糖の価格の異常な変動を防止するための措置並びに国内産糖及び国内産ぶどう糖の価格を支持するのに必要な措置等を定めることにより、砂糖の価格の安定を図るとともに国内産糖及び国内産ぶどう糖に係る関連産業の健全な発展を促進し、もつて甘味資源作物及び国内産でん粉の原料作物に係る農業所得の確保と国民生活の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「甘味資源作物」、「国内産糖」及び「国内産ぶどう糖」とは、それぞれ、甘味資源特別措置法(昭和三十一年法律第四十一号)第二条第一項から第三項までに規定する甘味資源作物、国内産糖及び国内産ぶどう糖をいう。

2 この法律において「粗糖」とは、分みつ(操作を加えて糖みつを分離することをいう)をした砂糖であつて、糖度(温度二十度において、砂糖二十六グラムを水に溶解して百ミリリットルとしたものを国際目盛りの検糖計により測定した場合の直接旋光度をいう)が九十八度以下のもの(車糖、でん粉を加えた粉糖その他これら

に類するもの、香味料を加えたもの及び着色したものを除く)をいう。

3 この法律において「砂糖年度」とは、毎年十月一日から翌年九月三十日までの期間をいう。

4 この法律において「輸入」とは、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二条第一号に規定する輸入をいう。

第二章 砂糖の価格安定に關する措置
第一節 輸入に係る砂糖の価格調整等
(安定上下限価格等)

第三条 農林大臣は、毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに、粗糖につき、安定上限価格及び安定下限価格並びに国内産糖合理化目標価格(以下「安定上下限価格等」という)を定めなければならない。

2 安定上限価格及び安定下限価格は、輸入に係る砂糖の価格を適正な水準に安定させるための指標として、それぞれ、当該砂糖の価格がその額をこえて騰貴し、又はその額を下つて低落することを防止することを旨とし、粗糖の国際価格の通常の変動の上限及び下限を基準として、粗糖の輸入価格(関税の額に相当する金額を除く。以下同じ)につき、定めるものとする。

3 国内産糖合理化目標価格は、輸入に係る砂糖の価格がその額を下つて低落した場合にこれによる甘味資源作物の生産の振興及び国内産糖の製造事業の健全な発展に及ぼす悪影響を緩和するため輸入に係る砂糖の価格を調整することが必要となると認められる価格として、安定上限価格をこえずかつ安定下限価格を下らない範囲内で、一定期間における甘味資源作物の生産の見通し及び国内産糖の製造事業の合理化の目標並びに粗糖の国際価格の動向を考慮して定める国内産糖の目標生産費を基準とし、政令で定めるところにより粗糖の輸入価格に換算して、定めるものとする。

4 前項の目標生産費は、五年をこえない範囲内で政令で定める期間ごとに定めるものとする。
5 農林大臣は、安定上下限価格等を定めようとするときは、政令で定めるところにより、砂糖又はぶどう糖の製造、販売、輸入又は消費に關し学識経験を有する者の意見をきかなければならない。

6 農林大臣は、安定上下限価格等を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第四条 安定上下限価格等は、内外の砂糖の需給事情、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、必要があるときは、改定することができる。

2 前条第五項及び第六項の規定は、安定上下限価格等の改定について準用する。

(輸入に係る指定糖の事業団への売渡し)
第五条 粗糖その他の政令で定める種類の砂糖(政令で定める沖縄産のものを除く。以下「指定糖」という)につき関税法第六十七条の規定による輸入の申告(以下「輸入申告」という)をする者(その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る指定糖の所有者でない場合にあつては、その所有者。以下「指定糖輸入申告者等」という)は、その輸入申告の時に適用される第七条の粗糖の平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格に満たない額であるときは、政令で定めるところにより、その輸入申告に係る指定糖を糖價安定事業団(以下「事業団」という)に売渡さなければならない。ただし、その輸入申告に係る指定糖が関税法(明治四十三年法律第五十四号)第十四条の規定により関税が免除されるものである場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による指定糖の売渡しは、当該指定糖に係る輸入申告の前、前渡申込書を事業団に提出してしなければならない。

3 指定糖についての関税法第七十条の規定の適用については、前項の規定による売渡申込書の提出があつた場合における当該申込みに対する事業団の承諾は、同条第一項の許可、承認等とみなす。

4 前項の事業団の承諾に關し必要な事項は、政令で定める。

第六条 指定糖輸入申告者等は、その輸入申告の時について適用される次条の粗糖の平均輸入価格が安定上限価格をこえる額であるときは、政令で定めるところにより、事業団に対し、その輸入申告に係る指定糖(農林省令で定める規格のものに限る)の売渡しの申込みをすることができる。

2 事業団は、前項の申込みを受けたときは、次に掲げる場合を除き、その申込みに応じて、当該指定糖を買い入れるものとする。
一 その売渡しの申込みに応じて事業団がこの項の規定による買入れ及び第九条第一項の規定による売戻しをするとなれば、当該買入れの契約見込額から当該売戻しの契約見込額を差し引いて得た額が当該申込みの日の属する事業団の事業年度の予算において定める限度額をこえることとなる場合
二 前条第一項ただし書に規定する場合
(平均輸入価格)

第七条 粗糖の平均輸入価格(以下「平均輸入価格」という)は、政令で定める期間ごとにその各期間を適用期間とし、政令で定めるところにより、その期間前の一定期間の海外における代表的な粗糖の市価の平均額及び輸入するまでの運賃その他の諸掛りの標準額の平均額を基準として、農林大臣が定める。

2 平均輸入価格は、その適用期間の初日前三日までに、その適用期間を明示して、告示しなければならない。

3 平均輸入価格は、その適用期間の満了前においても、海外における粗糖の市価が著しく騰貴した場合その他政令で定める場合には、その残在期間について、改定することができる。この場合には、農林大臣は、遅滞なく、改定後の平均輸入価格及びその適用期間を告示しなければならない。
4 第一項の規定は、平均輸入価格の改定について

て準用する。この場合において、同項中「政令で定める期間」とにその各期間を適用期間とし」とあるのは、「当該残存期間につき」と読み替えるものとする。

(輸入に係る指定糖の買入れの価格)

第八条 第五條第一項又は第六條第一項の規定による売渡しに係る指定糖についての事業団の買入れの価格は、当該指定糖の輸入申告の時に付いて適用される平均輸入価格(粗糖以外の指定糖にあつては、その種類に応じて、当該平均輸入価格に農林省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額)とする。

(輸入に係る指定糖の売戻し)

第九条 事業団は、第五條第一項又は第六條第一項の規定による指定糖の売渡しをした者に対し、その指定糖を売り戻さなければならぬ。

2 事業団は、前項の規定による売戻しをするため、第五條第一項又は第六條第一項の規定による指定糖の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者がその売渡しに係る指定糖を買戻さなければならぬ旨の条件を附することが出来る。

3 事業団は、第五條第一項の規定による指定糖の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者に対し、前項の条件を附するほか、政令で定めるところにより、当該条件による買戻しに係る債務の履行を確保するため必要な範囲内で、保証金、証券その他の担保を提供させることができる。

(輸入に係る指定糖の売戻しの価格)

第十条 前條第一項の規定による事業団の売戻しの価格は、次に掲げるとおりとする。

一 第五條第一項の規定による売渡しに係る指定糖については、次に掲げる額
イ その指定糖に係る輸入申告の時に付いて適用される平均輸入価格が安定下限価格以上の額である場合における当該指定糖にあつては、国内産糖合理化目標価格(粗糖以外の指定糖にあつては、その種類に応じて、その額を加減して得た額)とする。

て、当該国内産糖合理化目標価格に農林省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額。以下この号において同じ。と当該平均輸入価格(粗糖以外の指定糖にあつては、その種類に応じて、当該平均輸入価格に農林省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額。以下イにおいて同じ。と)の差額に当該輸入申告の日の属する砂糖年度に係る農林大臣の定める率を乗じて得た額を当該平均輸入価格に加えて得た額
ロ その指定糖に係る輸入申告の時に付いて適用される平均輸入価格が安定下限価格に満たない額である場合における当該指定糖にあつては、国内産糖合理化目標価格と安定下限価格(粗糖以外の指定糖にあつては、その種類に応じて、当該安定下限価格に農林省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額。以下この号及び第五十五條第一項において同じ。と)の差額に当該輸入申告の日の属する砂糖年度に係るイの率を乗じて得た額を安定下限価格に加えて得た額

二 第六條第一項の規定による売渡しに係る指定糖については、安定上限価格(粗糖以外の指定糖にあつては、その種類に応じて、当該安定上限価格に農林省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額)とする。

2 前項第一号イの農林大臣の定める率は、毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに、政令で定めるところにより、当該年度の前年度における国内産糖及び国内産ぶどう糖の製造数量を基準とし当該年度におけるこれらの数量の見込数量を参酌して定めた国内産糖及び国内産ぶどう糖の推定製造数量を当該年度の前年度における輸入に係る砂糖の数量並びに国内産糖及び国内産ぶどう糖の製造数量を基準とし当該年度におけるこれらの数量の見込数量を参酌して定めた砂糖及び国内産ぶどう糖の推定供給数量

で除して得た数を限度として、定めるものとする。
3 第三條第六項の規定は、第一項第一号イの農林大臣の定める率について準用する。
(買入れ及び売戻しの価格の減額)
第十一條 第五條第一項の規定による売渡しに係る指定糖が当該売渡し前に変質したものである場合には、事業団は、農林省令で定めるところにより、当該指定糖につき買入れ及び売戻しの価格を減額することが出来る。
(関税率の引下げ等)
第十二條 国は、海外における砂糖の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがある場合において、第六條から第十條までに規定する輸入に係る指定糖の価格調整に関する措置によつては砂糖の価格を安定させることが困難と認められるときは、砂糖についての関税率の引下げその他必要な措置を講ずるものとする。

第二節 精製糖の製造数量等の制限

第十三條 農林大臣は、砂糖の供給が著しく均衡を失したため、精製糖(国内産糖を除く。以下同じ)の価格が平均生産費を下り、かつ、精製糖の製造業者の相当部分の事業の継続が困難となるに至るおそれがある事態が生じた場合であつて、精製糖の価格が安定下限価格に關稅の額に相當する金額、合理的な経費を算入し精製糖の製造業者の精製糖の製造及び販売に要する標準的な費用の額並びに砂糖消費税の額に相當する金額を加えて得た額を下つて低落している場合において、必要があるときは、精製糖の製造業者に対し、精製糖の製造数量又は販売数量の制限に關する共同行為を実施すべきことを指示することが出来る。

2 前項の規定による指示は、共同行為をすべき期間及び共同行為の内容を定めて、告示により行なう。
(共同行為の期間及び内容)
第十四條 前條第二項の共同行為をすべき期間

は、六月以内において定めなければならない。
2 前條第二項の共同行為の内容は、次の各号に適合するものでなければならない。
一 前條第一項に規定する事態を克服するため必要な程度をこえないこと。
二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。
三 不当に差別的でないこと。
(指示の変更等)
第十五條 農林大臣は、第十三條第一項の規定による指示に係る共同行為の内容が前條第二項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その指示を変更し、又は取り消さなければならない。

(共同行為の届出)
第十六條 精製糖の製造業者は、第十三條第一項の規定による指示(前條の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ)に従ひ共同行為をしたときは、遅滞なく、農林省令で定める事項を農林大臣に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。
(私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外)
第十七條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、精製糖の製造業者が第十三條第一項の規定による指示に従つてする共同行為については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるときは、この限りでない。
(公正取引委員会との関係)
第十八條 農林大臣は、第十三條第一項の規定による指示をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 農林大臣は、第十五條の規定による変更若しくは取消しをしたとき、又は第十六條の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。
3 公正取引委員会は、第十三條第一項の規定に

よる指示に係る共同行為の内容が第十四条第二項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、農林大臣に対し、第十五条の規定による変更又は取消しを求めることができる。

第三章 国内産糖及び国内産ぶどう糖の価格支持に関する措置

(国内産糖の事業団への売渡)

第十九条 地域内国内産糖製造事業者(甘味資源特別措置法第十八条第一項の地域内国内産糖製造事業者をいう。以下同じ)は、農林省令で定めるところにより、事業団に対し、その製造する国内産糖の売渡しの申込みをすることができる。

2 事業団は、前項の売渡しの申込みを受けた場合において、その申込みについて、その数量がその申込みの日の属する砂糖年度におけるその者の製造見込数量及び通常年における月ごとの販売数量の割合からみて過大であると認められること、その他その申込みに係る国内産糖を買い入れるとすれば事業団の業務の適正円滑な運営が著しく阻害されることとなるおそれがある理由として農林省令で定める理由があるときを除き、その申込みに応じて、当該国内産糖を買い入れるものとする。

(売渡しの対象となる国内産糖の種類等)
第二十条 前条第一項の規定により事業団に対し売渡しの申込みをすることができる国内産糖は、生産振興地域(甘味資源特別措置法第四条第一項の生産振興地域をいう。以下同じ)の区域内において生産された当該甘味資源作物で、てん菜及びさとうきびごとにその生産者販売価格の最低基準となるものとして農林大臣が定める価格(以下「最低生産者価格」という)を下らない価格でその生産者から買い入れられたものを原料として当該地域内指定製造施設(同法第十五条第一項の地域内指定製造施設をいう。以下同じ)により製造された国内産糖(既に第二十三条第一項の規定による売戻しがされたものを除く)であつて、農林省令で定める種類、規格

及び生産年のものに限るものとする。

2 前項の場合において、国内産糖が、生産振興地域の区域内において生産された当該甘味資源作物で最低生産者価格を下らない価格でその生産者から買い入れられたものを原料として製造されたものかどうかが既に第二十三条第一項の規定による売戻しがされたものでないかどうかの認定の手續は、前条第一項の農林省令で定めるものとする。

(最低生産者価格)

第二十一条 最低生産者価格は、政令で定めるところにより、農業バリエイ指数に基づき算出される価格を基準とし、物価その他の経済事情を参酌し、甘味資源作物の再生産を確保することを旨として定めるものとする。

2 最低生産者価格は、てん菜にあつては毎年一月一日から十二月三十一日までには種されるもの、さとうきびにあつては毎年十月一日から翌年九月三十日までには収穫されるものにつき、その種又は収穫が開始される時期を基準として政令で定める期日までに告示しなければならぬ。

3 最低生産者価格は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があるときは、改定することができる。この場合には、農林大臣は、遅滞なく、改定後の最低生産者価格を告示しなければならない。

(国内産糖の買入れの価格)

第二十二条 第十九条第一項の規定による売渡しに係る国内産糖についての事業団の買入れの価格は、その原料たる甘味資源作物の最低生産者価格に当該甘味資源作物の買入れ及びこれを原料とする国内産糖の製造に要する標準的な費用の額を加えて得た額を基準とし、国内産糖の製造事情その他の経済事情及び甘味資源特別措置法第十八条第一項の規定による甘味資源作物に係るその生産者からの買入れの価格についての指示をした場合には当該指示に係る事項を参酌

して、農林大臣が定める。

2 前項の事業団の買入れの価格は、毎年、政令で定める期日までに告示しなければならない。

3 前条第三項の規定は、第一項の事業団の買入れの価格について準用する。

(国内産糖の売戻)

第二十三条 事業団は、第十九条第一項の規定による国内産糖の売渡しをした者に対し、その国内産糖を売り戻さなければならぬ。

2 事業団は、前項の規定による売戻しをするため、第十九条第一項の規定による国内産糖の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者がその売渡しに係る国内産糖を買い戻さなければならぬ旨の条件を附することができる。

(国内産糖の売戻しの価格)

第二十四条 前条第一項の規定による事業団の売戻しの価格は、政令で定めるところにより、平均輸入価格又は輸入に係る粗糖につき第十條第一項の規定により定められる事業団の売戻しの価格を基礎として算出される額を基準とし、砂糖の市価を参酌して、農林大臣が定める。

2 農林大臣は、前項の事業団の売戻しの価格を定めたときは、遅滞なく、これを事業団に通知しなければならない。

(国内産ぶどう糖の事業団の買入れ)

第二十五条 事業団は、農林大臣の指示に基づき、農林省令で定めるところにより、国内産ぶどう糖の製造事業を行なう者(以下「ぶどう糖製造事業者」という)から、その申込みに応じて、その製造する国内産ぶどう糖を買い入れるものとする。

2 前項の指示は、農林大臣が砂糖の市価の推移からみて国内産ぶどう糖の生産を維持しその原料でん粉の原料となる国内産の甘しよ及び馬鈴しよの需要の確保を図るため必要があると認められる場合に、行なうものとする。

(買入れの対象となる国内産ぶどう糖の種類等)
第二十六条 前条第一項の規定により事業団が買い入れる国内産ぶどう糖は、農林省令で定める

種類、規格及び生産年のものに限るものとする。

(国内産ぶどう糖の買入れの価格)

第二十七条 第二十五条第一項の規定による事業団の買入れの価格は、農産物価格安定法(昭和二十八年法律第二百二十五号)第五条第一項の甘しよでん粉の買入基準価格に運賃その他の諸掛りを加え、これに甘しよでん粉を原料とする国内産ぶどう糖の製造に要する標準的な費用の額を加えて得た額を基準として、農林大臣が定める。

2 前項の事業団の買入れの価格は、毎年、政令で定める期日までに告示しなければならない。

3 第二十一条第三項の規定は、第一項の事業団の買入れの価格について準用する。

(国内産ぶどう糖の売戻)

第二十八条 事業団は、第二十五条第一項の規定による買入れに係る国内産ぶどう糖を、その買入れの相手方に対し、売り戻さなければならぬ。

2 事業団は、前項の規定による売戻しをするため、第二十五条第一項の規定による国内産ぶどう糖の買入れをするに当たつて、当該買入れの相手方がその国内産ぶどう糖を買い戻さなければならぬ旨の条件を附することができる。

(国内産ぶどう糖の売戻しの価格)

第二十九条 前条第一項の規定による事業団の売戻しの価格は、政令で定めるところにより、ぶどう糖の市価、砂糖の市価及び物価その他の経済事情を参酌して、農林大臣が定める。

2 第二十四条第二項の規定は、前項事業団の売戻しの価格について準用する。

第四章 糖価安定事業団

第一節 総則

(目的)

第三十条 事業団は、輸入に係る砂糖の価格調整並びに国内産糖及び国内産ぶどう糖の価格支持のための砂糖及びぶどう糖の買入れ及び売戻しの業務を行なうことを目的とする。

(法人格)
第三十一条 事業団は、法人とする。

(事務所)
第三十二条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、農林大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(登記)

第三十三条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第三十四条 事業団でない者は、糖価安定事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第三十五条 民法(明治二十九年法律第八十九号)

第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団について準用する。

第二節 役員及び職員

(役員)

第三十六条 事業団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事三人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第三十七条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、事業団を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

の職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、事業団の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

(役員の内命)

第三十八条 理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員の内命)

第三十九条 役員の内命は、三年とする。ただし、補欠の役員の内命は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の内命)

第四十条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができる。

(役員の内命)

第四十一条 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることのできない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(役員の内命)

第四十二条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、非常勤の理事にあつては、農林大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)
第四十三条 事業団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第四十四条 理事長及び副理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所業務の一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の内命)

第四十五条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)
第四十六条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務の範囲)

第四十七条 事業団は、第三十条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行なう。

一 この法律の規定による輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻しを行なうこと。

二 この法律の規定による国内産糖及び国内産ぶどう糖の買入れ及び売戻しを行なうこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行なうこと。

(業務方法書)

第四十八条 事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林省令で定める。

(事業年度)

第四十九条 事業団の事業年度は、毎年四月一日

に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第五十条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第五十一条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第五十二条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第五十三条 事業団は、農林大臣の認可を受けて、借入金を行うことができる。

2 前項の規定による借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(交付金の交付)

第五十四条 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、事業団に対し、この法律の規定による国内産糖及び国内産ぶどう糖の買入れ及び売戻しの対価の差額(国内産糖又は国内産ぶどう糖について第二十四条第一項(附則第三条第七項において準用する場合を含む。))又は第二十九条第一項(附則第四条第七項において準用する場合を含む。))の規定により定められる事業団の売戻しの価格が政令で定めるところにより国内産糖合理化目標価格を国内産糖又は国内産ぶどう糖の事業団に対する売渡しの価格に換算した額に満たない額である場合には、当該売戻しの価格と当該換算した額との差額に係る部分を除く。に相当する金額を交付するものとする。

(糖価安定資金)

第五十五条 事業団は、第五条第一項の規定による売渡し及び第九條第一項の規定による売戻しに係る指定糖のうち第十條第一項第一号ロに規定する売戻しの価格により売戻しがされるものについての当該売渡しの際と当該売戻しの際との差額中当該売渡しの際と安定下限価格との差額に係る部分を、第六條第二項の規定による買入れ及び当該買入れに係る指定糖についての第九條第一項の規定による売戻しの業務に要する費用の財源に充てるための糖価安定資金として、管理しなければならない。当該資金の運用によつて生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入についても、同様とする。

2 前項の糖価安定資金は、次条の規定により運用する場合のほか、前項に規定する業務に要する費用(第五条第一項の規定による売渡し及び当該売渡しに係る指定糖についての第九條第一項の規定による売戻しに係る事業団の事務に要する費用のうち政令で定めるものを含む。)に充てる場合に限り、運用し、又は使用することができる。

(余裕金の運用)

第五十六条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他農林大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行、農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関への預金
- 三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準)

第五十七条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(農林省令への委任)

第五十八条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、農林省令で定める。

第五節 監督

第五十九条 事業団は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、事業団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ、(報告及び検査)

第六十条 農林大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、事業団に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六節 雑則

(解散)
第六十一条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第六十二条 農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

- 一 第四十八條第一項、第五十條又は第五十三條第一項若しくは第二項ただし書の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第四十八條第二項又は第五十八條の規定により農林省令を定めようとするとき。
- 三 第五十一條第一項又は第五十七條の規定による承認をしようとするとき。
- 四 第五十六條第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

第五章 補則

(報告及び検査)

第六十三条 農林大臣は、甘味資源作物の生産費の調査に必要な限度において、甘味資源作物の生産者から必要な事項に關する報告をさせることができる。

第六十四条 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、地域内国内産糖製造事業者、ぶどう糖製造事業者、精製糖の製造事業者、砂糖、ぶどう糖、甘しよでん粉若しくは馬鈴しよでん粉の販売業者若しくは砂糖の輸入業者に對し、必要な事項について報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 第六十條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 罰則

(罰則)
第六十五条 第六十條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は

は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第六十六条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第六六條の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第六十三條若しくは第六十四條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各条の罰金を科する。

第六十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の過料に処する。

- 一 この法律により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 第三十三條第一項の政令の規定に違反して、登記することを怠つたとき。
- 三 第四十七條に規定する業務以外の業務を行なつたとき。
- 四 第五十五條第二項の規定に違反して、同条第一項の糖価安定資金を運用し、又は使用したとき。
- 五 第五十六條の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。
- 六 第五十九條第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

第六十九条 第三十四條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(適用区分)
第二条 前条の規定にかかわらず、第二章第一節の規定は昭和四十年十月一日以後に輸入申告を

する指定糖について、第三章並びに次条及び第四條の規定は昭和四十年一月一日以後には種されるん業又は同年十月一日以後に収穫されるさとうきびを原料として製造される国内産糖及び同日以後に製造される国内産糖と糖について適用する。

(事業団の国内産糖の買入れ等に係る特例)

第三條 事業団は、当分の間、第十九條第一項の規定による売渡しに係る国内産糖の買入れのほか、地域内指定製造施設の新設の当初においてその新設をした者が当該甘味資源作物の集荷等の面で受ける著しい不利を補正する必要がある場合その他政令で定める特別の事由がある場合において、農林大臣が特に必要があると認めて指示したときは、農林省令で定めるところにより、当該地域内国内産糖製造事業者(農林省令で定める特別の事由がある国内産糖の製造事業者を含む)から、その申込みに応じて、その製造する国内産糖を買入れれるものとする。

2 前項の規定による事業団の買入れの価格は、その原料たる甘味資源作物の最低生産者価格に当該甘味資源作物の買入れ及びこれを原料とする国内産糖の製造に要する標準的な費用の額を加えて得た額を基準とし、当該甘味資源作物の生産事情、集荷事情その他の経済事情を参酌して、農林大臣が定める。

3 農林大臣は、前項の事業団の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

4 第二十条の規定は第一項の規定により事業団が買入れれる国内産糖について、第二十一条第三項の規定は第二項の事業団の買入れの価格について、それぞれ、準用する。この場合において、第二十条第一項中「生産振興地域(甘味資源特別措置法第四條第一項の生産振興地域(以下同じ)の区域内」とあるのは「生産振興地域(甘味資源特別措置法第四條第一項の生産振興地域をいう。以下同じ)の区域(農林大臣が指定する区域を含む。以下この条において同

じ)内」と、「当該地域内指定製造施設(同法第十五條第一項の地域内指定製造施設をいう。以下同じ)」とあるのは「当該地域内指定製造施設(同法第十五條第一項の地域内指定製造施設をいう。農林大臣が指定する指定製造施設(同法第十三條第一項の指定製造施設をいう)を含む)」と読み替へるものとする。

5 事業団は、第一項の規定による買入れに係る国内産糖を、その買入れの相手方に対し、売り戻さなければならぬ。

6 事業団は、前項の規定による売り戻しをするため、第一項の規定による国内産糖の買入れをするに当たつて、当該買入れの相手方がその国内産糖を買入れなければならぬ旨の条件を附することが出来る。

7 第二十四条の規定は、第五項の規定による事業団の売入れの価格について準用する。

第四條 事業団は、当分の間、第二十五条第一項の規定による買入れのほか、国内産糖と糖の製造事業の合理化を促進するため特に必要があると認めて農林大臣が指示したときは、農林省令で定めるところにより、ぶどう糖製造事業者から、その申込みに応じて、その製造する国内産糖と糖を買入れれるものとする。

2 前項の規定による事業団の買入れの価格は、政令で定めるところにより、農産物価格安定法第五條第一項の甘しよでん粉の買入基準価格に運賃その他の諸掛りを加え、これに甘しよでん粉を原料とする国内産糖と糖の製造に要する標準的な費用の額を加えて得た額を基準とし、農林大臣が定める。

3 農林大臣は、前項の事業団の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

4 第二十六条の規定は第一項の規定により事業団が買入れれる国内産糖と糖について、第二

十七條第三項の規定は第二項の事業団の買入れの価格について、それぞれ、準用する。

5 事業団は、第一項の規定による買入れに係る国内産糖と糖を、その買入れの相手方に対し、売り戻さなければならぬ。

6 事業団は、前項の規定による売り戻しをするため、第一項の規定による国内産糖と糖の買入れをするに当たつて、当該買入れの相手方がその国内産糖と糖を買入れなければならぬ旨の条件を附することが出来る。

7 第二十九条の規定は、第五項の規定による事業団の売入れの価格について準用する。

第五條 この法律の施行の際改正前の甘味資源特別措置法第二十一条第一項の規定により定められ、かつ、改正前の同法第二十二條第二項の規定により告示されている昭和四十年においては種されるん業に係る最低生産者価格(同法第三項の規定により改定され、かつ、告示されているときは、その改定後の最低生産者価格)は、第二十条第一項の規定により定められ、かつ、第二十一条第二項の規定により告示された当該ん業に係る最低生産者価格とみなす。

(事業団の設立)

第六條 農林大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第七條 農林大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を農林大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

た理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第九條 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

(事業団の名称についての経過規定)

第十條 この法律の施行の際現に糖価安定事業団という名称を使用している者については、第三十四條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(事業団の事業年度等についての経過規定)

第十一條 事業団の最初の事業年度は、第四十九條の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、昭和四十一年三月三十一日に終わるものとする。

第十二條 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第五十条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(甘味資源特別措置法の一部改正)

第十三條 甘味資源特別措置法の一部を次のように改正する。

目次中 第三章 生産振興地域における国内産糖製造事業(第十三條―第十九條)を「第三章 国内産糖の政府買入れ(第二十三條―第二十八條)」と改める。

第四章 国内産糖と糖の政府買入れ(第二十三條―第二十八條)を「第三章 生産振興地域における国内産糖製造事業等及び第五章 削除」(第十三條―第二十條)と改める。

第三章の章名中「国内産糖製造事業」を「国内産糖製造事業等」に改める。

第四章及び第五章を次のように改める。

第二十一条から第二十八条まで 削除

第三章中第十九條の次に次の一条を加える。

(国内産糖と糖の製造事業を行なう者に対する勧告)

第二十條 農林大臣は、国内産ぶどう糖の製造事業の合理化を促進するため特に必要があるときは、国内産ぶどう糖の製造事業を行なう者に對し、当該事業に係る経営の改善、当該事業に係る経営の共同化、国内産ぶどう糖製造施設の譲渡その他の措置を講ずべき旨を勧告することができる。

2 農林大臣は、前項の規定による勧告に従い必要な措置を講ずる者に対し、資金の融通のあつせんその他必要な援助を行なうよう努めるものとする。

第三十六條の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第三十六條 削除

第三十七條に見出しとして「報告及び検査」を附し、同条第一項中「若しくはぶどう糖製造事業者」を削り、「これらの者」を「地域内国内産糖製造事業者」に改める。

第四十條第二号中「第三十六條若しくは」を削り、「又は第三十七條第一項」を「又は同項」に改める。

附則第二條及び第三條を次のように改める。

第二條及び第三條 削除

（甘味資源特別措置法の一部改正に伴う経過規定）

第十四條 昭和三十九年十二月三十一日以前には種されたてん菜又は昭和四十年九月三十日以前に收穫されるさとうきびを原料として製造される国内産糖及び同日以前に製造される国内産ぶどう糖の同日までの政府買入れ（当該政府買入れに係る報告及び検査を含む。）については、なお従前の例による。

2 改正前の甘味資源特別措置法第二十四條及び附則第三條第一項並びに前項の規定により政府が買入れた国内産ぶどう糖の売渡し（当該売渡しに係る報告及び検査を含む。）については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為に對する罰則及び前二項の規定により従前の例によることとさ

れる報告及び検査に係るこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

（食糧管理特別会計法の一部改正）

第十五條 食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七號）の一部を次のように改正する。

第一條中、「甘味資源特別措置法（昭和三十九年法律第四十一號）第二十條及び第二十四條ノ規定ニ依リ政府ノ買入ルル国内産糖及国内産葡萄糖（以下砂糖類ト謂フ）並ニ」を「及」に改める。

第一條ノ二中、「砂糖類勘定」を削る。

第二條、第三條及び第四條ノ三中、「砂糖類」を削る。

第六條ノ二ノ二を削り、第六條ノ二ノ三を第六條ノ二ノ二とする。

第六條ノ三及び第六條ノ五第一項中、「砂糖類勘定」を削る。

第六條ノ九中、「砂糖類」を削る。

第八條ノ四ノ二中「砂糖類勘定及」及び「夫々」を削る。

附則第五項中「甘味資源特別措置法附則第二條第一項又ハ第三條第一項ノ規定ニ依リ国内産糖又は国内産葡萄糖ノ買入又ハ売渡し」を削り、「砂糖類勘定」を「農産物等安定勘定」に、「砂糖類」を「農産物等」に改め、「甘味資源特別措置法附則第二條第一項及第三條第一項ノ規定ニ依リ政府ノ買入ルル国内産糖及国内産葡萄糖並」を削る。

附則第六項を削る。

（食糧管理特別会計法の一部改正に伴う経過規定）

第十六條 改正後の食糧管理特別会計法の規定は、次項に定めるものを除くほか、昭和四十一年度分以降の予算については適用し、昭和四十年年度分以前の予算については、なお従前の例による。

2 食糧管理特別会計法第六條ノ八第二項第二号又は第三号の規定により食糧管理特別会計の予算に添附すべき前前年度又は前年度に係る書類

については、昭和四十一年度分（前前年度に係る当該書類については、昭和四十二年度分を含む。）の予算に限り、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 昭和四十一年三月三十一日における食糧管理特別会計の砂糖類勘定の資産及び負債は、政令で定めるところにより、同会計の農産物等安定勘定に帰属するものとする。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第十七條 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五號）の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「金属鉱物探鉱促進事業団」の下に、「糖価安定事業団」を加える。

（登録税法の一部改正）

第十八條 登録税法（明治二十九年法律第二十七號）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「日本蚕糸事業団」の下に「糖価安定事業団」を、「日本蚕糸事業団法」の下に、「砂糖の価格安定等に関する法律」を加える。

（所得税法の一部改正）

第十九條 所得税法（昭和四十年法律第三十三號）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中中小企業団体中央会の項の次に次のように加える。

糖価安定事業団
砂糖の価格安定等に関する法律（昭和四十年法律第 号）

（法人税法の一部改正）

第二十條 法人税法（昭和四十年法律第三十四號）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中中小企業団体中央会の項の次に次のように加える。

糖価安定事業団
砂糖の価格安定等に関する法律（昭和四十年法律第 号）

二十六號）の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第七号中「畜産振興事業団」の下に、「糖価安定事業団」を加える。

（行政管理庁設置法の一部改正）

第二十二條 行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七號）の一部を次のように改正する。

第二條第十二号中「畜産振興事業団」の下に「糖価安定事業団」を加える。

（農林省設置法の一部改正）

第二十三條 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三號）の一部を次のように改正する。

第五十條第四号中「国内産糖（甘味資源特別措置法（昭和三十九年法律第四十一號）第二條第二項の国内産糖をいう。）、国内産ぶどう糖（同条第三項の国内産ぶどう糖をいう。）」を削る。

第五十條中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 糖価安定事業団の指導監督に関すること。

沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法の一部を改正する法律案

沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法の一部を改正する法律

沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法（昭和三十九年法律第四十二號）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖繩産糖の糖価安定事業団による買入れ等に関する特別措置法

第四項を第七項とし、同項の前に次の二項を加える。

5 法第二十三條及び第二十四條の規定は、第二項の規定による事業団の買入れに係る沖繩産糖について準用する。この場合において、第二十三條中「第十九條第一項」とあるのは、「沖繩産糖の糖価安定事業団による買入れ等に関する特別措置法（昭和三十九年法律第四十二號）第二項」と読み替へるものとする。

6 第一項の規定により事業団の業務が行なわれ

る場合には、法第五十四条中「相当する金額」とあるのは「相当する金額並びに沖縄産糖の糖価安定事業団による買入れ等に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第一項の規定による沖縄産糖の買入れ及び売戻しの対価の差額（沖縄産糖について特別措置法第五項において準用する第二十四条第一項の規定により定められる事業団の売戻しの価格が政令で定めるところにより国内産糖合理化目標価格を沖縄産糖の事業団に対する売渡しの価格に換算した額に満たない額である場合には、当該売戻しの価格と当該換算した額との差額に係る部分を除く。）に相当する金額」と、第五十九条第二項及び第六十条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は特別措置法」と、第六十八條第三号中第四十七條とあるのは「第四十七條及び特別措置法第一項」とする。

第三項中「第一項」を「第二項」に、「政府」を「事業団」に改め、「買入れの価格は」の下に「毎年」を加え、「甘味資源特別措置法（昭和三十九年法律第四十一号）第二十三條第一項」を「法第二十二條第一項」に改め、同項を第四項とする。

第二項中「政府」を「事業団」に改め、同項を第三項とする。

第一項中「政府」を「事業団」に改め、「当分の間」を削り、「砂糖の価格が著しく低落した場合において、必要があるときは」を「農林省令で定める砂糖の価格が第四項の買入れの価格を下つて低落している場合において、農林大臣が必要と認めて指示したときは」に改め、「輸入した者から」の下に「その申込みに応じて」を加え、「することが出来る」をするものとするに改め、同項を第二項とする。

第一項として次の一項を加える。

1 糖価安定事業団（以下「事業団」という。）は、当分の間、砂糖の価格安定等に関する法律（昭和四十年法律第 号。以下「法」という。）第四十七條に規定する業務のほか、この法律で定めるところにより、沖縄産糖の買入れ及び売戻し

の業務並びにこれに附帯する業務を行なう。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、昭和四十年九月三十日以前に収獲されるさとうきびを原料として製造される沖縄産糖の同日までの政府買入れについては、なお従前の例による。

3 砂糖の価格安定等に関する法律（昭和四十年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の次に次の一条を加える。

（輸入に係る指定糖の売戻しの価格の算定の特例）

第二条の二 第十条第一項第一号に規定する事業団の売戻しの価格の算定については、当分の間、同条第二項中「前年度における国内産糖及び国内産ぶどう糖の製造数量」とあるのは「前年度における国内産糖及び国内産ぶどう糖の製造数量並びに沖縄産糖の糖価安定事業団による買入れ等に関する特別措置法（昭和三十九年法律第四十二号）第七項に規定する沖縄産糖（以下「沖縄産糖」という。）の輸入数量」と、「推定総製造数量」とあるのは「推定総製造数量と沖縄産糖の推定輸入数量との合計数量」とする。

4 食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五項を削る。

5 改正後の食糧管理特別会計法の規定は、昭和四十一年度分以降の予算について適用し、昭和四十年年度分以前の予算については、なお従前の例による。

6 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第五十条第四号中「及び沖縄産糖（沖縄産糖の政府買入れに関する特別措置法（昭和三十九年法律第四十二号）第四項の沖縄産糖をいう。）を削る。

昭和四十年五月二十一日印刷

昭和四十年五月二十二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局